

○千代田区障害者福祉手当条例

昭和48年4月1日条例第6号

改正

平成26年3月20日条例第4号

千代田区障害者福祉手当条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定め、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、第1号から第3号までにあつては、別表第1に定める程度の障害のある者に限る。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 戦傷病者
- (4) 脳性まひ又は進行性筋萎縮症を有する者
- (5) 前号のほか治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて千代田区規則（以下「規則」という。）で定めるものを有する者

2 この条例において「保護者」とは、本区に住所を有し、障害者を監護する者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 障害者の親権を行う者、後見人又は保佐人
- (3) その他千代田区長（以下「区長」という。）が適当と認める者

(支給の要件)

第3条 区長は、本区に住所を有する障害者に対し、手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 障害者となった年齢が65歳以上の者及び障害者となった年齢が65歳未満の者で65歳に達する日の前日までに認定の申請を行わなかったもの（規則で定める事由により申請を行わなかった者を除く。）
- (2) 千代田区児童育成手当条例（昭和46年千代田区条例第14号）の規定に基づき、児童育成手当のうち障害手当を支給されているとき。

(3) 法令の規定に基づき、老人福祉施設、生活保護施設、障害者支援施設、児童福祉施設等で規則で定めるものに入所しているとき。

(4) 前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者の有無並びに扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。

(5) 20歳未満であって、他の者の扶養親族又は控除対象配偶者である場合に、扶養している者又は配偶者の前年の所得が規則で定める額を超えるとき。

2 前項第4号及び第5号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給資格の認定)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、区長に申請し、認定を受けなければならない。

2 区長は、前項の認定をしたときは、本人に通知するものとする。

(受給資格の消滅)

第5条 前条の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失う。

(1) 死亡したとき。

(2) 区内に住所を有しなくなったとき。

(3) 手当の受給を辞退したとき。

(4) 第3条第1項ただし書の規定に該当したとき。

(手当の額)

第6条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、別表第2に定めるところによる。ただし、同表に掲げる障害者の区分の2以上に該当する者については、同表の手当月額の高い方の額を適用する。

(支給期間及び支払期月)

第7条 手当は、第4条の規定により受給資格の認定を申請した日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年2月、5月、8月、11月の4期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(支給始期の特例)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

- (1) 障害者が、新たに区内に住所を定めた日（以下「転入の日」という。）から3か月以内に
受給資格の認定を申請した場合 転入の日の属する月
- (2) 災害その他やむを得ない事由により、受給資格の認定の申請をすることができなかった場
合において、その事由がやんだ後15日以内に申請したとき 当該事由により認定の申請をする
ことができなくなった日の属する月
- (3) 前2号の申請をした障害者が東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例
による手当と同種の手当を支給されていた場合 当該手当の支給された最後の月の翌月
(届出義務)

第9条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を区長に届け出なければなら
ない。

- (1) 第5条の規定による受給資格の消滅事由に該当したとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 前2号のほか、規則に定める事項に該当したとき。

2 受給者は、毎年7月31日までに、規則で定めるところにより、前年の所得の状況を区長に届け
出なければならない。

3 保護者は、受給者が死亡したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。
(状況調査)

第10条 区長は、必要があると認めたときは、受給者若しくは保護者に対し報告を求め、又は生活
状況等について調査を行うことができる。

(手当の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、区長は当該手当をその者から
返還させることができる。

(未支給の手当)

第12条 受給者が死亡した場合において、その者に支給すべき手当で、未支給の手当があるときは、
保護者又は同居の親族で区長が適当と認める者に支給することができる。

(申請等の代行)

第13条 第4条の規定による認定の申請及び第9条の規定による届出は、当該行為を行おうとする
者に代わって、その者の保護者が行うことができる。手当の受領に関する行為についても、また
同様とする。

2 前項の規定により手当の受領に関する行為を代行している者が住所又は氏名を変更したときは、

速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和48年9月30日までに受給資格の認定を申請した者については昭和48年4月1日に、第3条に規定する受給資格を有する者にあつては同日に、同日後に受給資格を有するに至つた者にあつてはその該当する日に申請があつたものとみなす。

附 則 (昭和49年10月18日条例第19号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。
- 2 昭和50年2月28日までに認定の申請をした者については、昭和49年10月1日に第3条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

附 則 (昭和50年10月17日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則 (昭和51年10月9日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附 則 (昭和52年10月11日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則 (昭和53年9月30日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和53年10月分の手当から適用し、昭和53年9月以前の月分については、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年10月1日条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和55年10月分の手当から適用し、昭和55年9月以前の月分については、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年10月2日条例第12号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例第6条の規定は、昭和56年10

月分の手当から適用し、昭和56年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年10月1日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和57年10月分の手当から適用し、昭和57年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年10月1日条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和58年10月分の手当から適用し、昭和58年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年10月1日条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和59年10月分の手当から適用し、昭和59年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年9月30日条例第14号）

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和60年10月分の手当から適用し、昭和60年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月28日条例第12号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年10月7日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和61年10月分の手当から適用し、昭和61年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年9月21日条例第20号）

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和62年10月分の手当から適用し、昭和62年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年9月30日条例第13号）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和63年10月分の手当から適用し、昭和63年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

手当から適用し、昭和63年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成元年9月30日条例第29号）

- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成元年10月分の手当から適用し、平成元年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成2年9月26日条例第10号）

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成2年10月分の手当から適用し、平成2年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月28日条例第13号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成3年4月分の手当から適用し、平成3年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月26日条例第15号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成4年4月分の手当から適用し、平成4年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月26日条例第13号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成5年4月分の手当から適用し、平成5年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月30日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第7号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成6年4月分の手当から適用し、平成6年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月22日条例第8号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成7年4月分の手当から適用し、平成7年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日条例第6号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成8年4月分の手当から適用し、平成8年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成10年12月8日条例第51号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成12年8月分の手当から適用し、平成12年7月以前の月分の手当については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成12年4月から同年6月までの月分の手当の支払期月に係るこの条例による改正前の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第2項の規定の適用については、同項中「7月」とあるのは「8月」とし、平成12年7月分の手当の支払期月に係る改正前の条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「10月」とあるのは「8月」とする。

附 則（平成14年3月20日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例中、第1条及び次項の規定は平成14年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の千代田区心身障害者福祉手当条例（以下「改正前の条例」という。）により同条の施行の日の前日の属する月の分の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給を受けた者で、千代田区難病患者福祉手当条例（昭和50年千代田区条例第43号）による難病患者福祉手当をあわせて受給していたものについては、同条の規定による改正後の千代田区心身障害者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項第1号の規定にかかわらず、平成14年4月から平成16年3月までの間、手当を支給する。この場合において、手当の額に係る

別表第2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間において、同表の中欄に掲げる手当の額を同表の右欄に掲げる手当の額にそれぞれ読み替えるものとする。

平成14年4月1日から	15,500円	10,000円
平成15年3月31日まで	10,500円	5,000円
平成15年4月1日から	15,500円	5,000円
平成16年3月31日まで	10,500円	2,500円

3 第2条の規定による改正前の条例による手当又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村において同条の規定による改正前の条例による手当と同種の手当の支給を受けた者については、同条の規定による改正後の条例第3条第1項第1号の規定にかかわらず、手当を支給する。

附 則（平成16年3月17日条例第5号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千代田区心身障害者福祉手当条例及び千代田区難病患者福祉手当条例の規定は、平成16年4月分の手当から適用し、平成16年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の千代田区心身障害者福祉手当条例及び第2条の規定による改正後の千代田区難病患者福祉手当条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（千代田区難病患者福祉手当条例の廃止）

- 2 千代田区難病患者福祉手当条例（昭和50年千代田区条例第43号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の千代田区難病患者福祉手当条例（以下「廃止前の条例」という。）第4条の規定により難病患者福祉手当の受給資格の認定を受けている者は、この条例による改正後の千代田区障害者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定により障害者福祉手当の受給資格の認定を受けたものとみなす。

4 前項の規定により障害者福祉手当の受給資格の認定を受けたものとみなされた者（以下「みなし受給者」という。）に係る改正後の条例第3条第1項第4号及び第5号の規定は、平成27年8月分の障害者福祉手当から適用する。

5 廃止前の条例に基づきみなし受給者が支給を受けるべき平成26年7月分の難病患者福祉手当は、改正後の条例第7条第2項の規定の例により支払うものとする。

別表第1（第2条関係）

障害者の区分	障害の程度
身体障害者	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、3級以上であるもの
知的障害者	東京都が発行する愛の手帳の交付を受けている者で、精神発育の遅滞の程度が4度以上であるもの
戦傷病者	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項第1号の規定に基づく手帳の交付を受けた者で、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの障害を有するもの

別表第2（第6条関係）

障害者の区分	障害の程度	手当月額
身体障害者	別表第1に定める1級又は2級のもの	15,500円
	別表第1に定める3級のもの	10,500円
知的障害者	別表第1に定める1度から3度までのもの	15,500円
	別表第1に定める4度のもの	10,500円
戦傷病者	別表第1に定めるもの	15,500円
脳性まひ又は進行性筋萎縮症を有する者		15,500円
第2条第1項第5号の規則で定める疾病を有する者		15,500円

改正

平成27年12月28日規則第59号

千代田区障害者福祉手当条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、千代田区障害者福祉手当条例（昭和48年千代田区条例第6号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(疾病)

第2条 条例第2条第1項第5号に規定する規則で定める疾病は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病
- (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年規則第94号。以下「都規則」という。）別表第1に定める疾病
- (3) その他千代田区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める疾病であって別に指定するもの

(認定の申請を行わなかった事由)

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める事由とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 65歳未満で条例第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）となったが、条例第3条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当するため申請を行うことができなかったとき。
- (2) 65歳未満で障害者となったが、千代田区（以下「区」という。）に住所を有していないため申請を行うことができなかったとき。
- (3) 前各号に掲げる事由のほか、65歳未満で障害者となったが、やむを得ない事由により申請を行うことができなかったと区長が認めたとき。

(支給制限施設)

第4条 条例第3条第1項第3号に規定する規則で定める施設は、次の各号の施設とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人

ホーム及び軽費老人ホーム

- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であつて国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置するもの
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者を援護している施設で区長が指定するもの
(所得制限額)

第5条 条例第3条第1項第4号及び第5号に規定する規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者の有無並びに扶養親族の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号の表の右欄に定める額とする。

- (1) 条例第3条第1項第4号により定める額

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあつては1人につき480,000円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）にあつては1人につき630,000円）を加算して得た額

- (2) 条例第3条第1項第5号により定める額

扶養親族等の数	金額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人扶養親族であるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

(所得の範囲)

第6条 条例第3条第2項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第7条 条例第3条第2項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者（条例第3条第1項第5号に規定する20歳未満の障害者である場合に限る。）1人につき、27万円（当該障害者が地方税法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者である場合は、40万円）

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円（当該寡婦が同条第3項に規定する寡婦である場合は、35万円）

(4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(受給資格の認定の申請)

第8条 条例第4条の規定による受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）は、認定申請書（別記第1号様式）に申請者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書

(2) 条例第2条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する者にあつては、条例別表第1に定める程度の障害を有する者であることを証する書類

- (3) 条例第2条第1項第4号に該当する者にあつては、医師の診断書
- (4) 条例第2条第1項第5号に該当する者にあつては、法又は都規則の規定に基づき交付された医療券の写し。ただし、法第12条若しくは都規則第3条第2号括弧書又は区長が特に必要と認める疾病であつて別に指定するものに該当するため当該医療券が交付されない者にあつては、第2条各号に規定する対象疾病と同程度の症状であることを証する書類
- (5) 前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。以下同じ。)の状況を証する書類。ただし、条例第3条第1項第5号に規定する20歳未満の障害者の場合にあつては、その者の扶養義務者又は配偶者の前年の所得の状況を証する書類
- (6) 申請者が所得状況の調査を区に委任する場合にあつては、所得状況調査に関する同意書(別記第2号様式)
- (7) その他区長が必要と認める書類

2 本人が申請することができない場合にあつては、条例第2条第2項に規定する保護者が本人に代わつて申請することができる。

(認定又は却下の通知)

第9条 区長は、条例第4条第1項の規定による申請があつた場合は、これを審査し、受給資格があると認定したときは、受給資格者台帳(別記第3号様式)に登載し、認定通知書(別記第4号様式)により当該受給資格者に通知する。

2 区長は、前項の審査をした結果、受給資格がないと認めたときは、認定申請却下通知書(別記第5号様式)により申請者に通知する。

(支払期日の特例)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合の支払期月は、条例第7条第2項ただし書の規定に基づき、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死亡又は転出等により受給資格が消滅したとき。消滅した日の属する月分までを、直後の支払期月において支払う。
- (2) 条例第8条第1号の規定により転入の日に属する月に遡つて支給する場合において、すでに支給期月を経過しているものがあるとき。当該月分を認定の日の属する月又はその翌月において支払う。
- (3) 条例第8条第2号の規定により認定の申請をすることができなくなった日の属する月に遡つて支給する場合において、既に支給期月を経過しているものがあるとき。当該月分を認定の日の属する月又はその翌月において支払う。

(届出)

第11条 条例第9条第1項第1号及び第2号(区外に転出した場合に限る。)並びに同条第3項の事由による届出については、受給資格消滅届(別記第6号様式)を提出しなければならない。

2 条例第9条第1項中前項以外の事由及び条例第13条第1項後段の規定に基づき手当の受領に関する行為を代行している者の住所又は氏名の変更については、変更届(別記第7号様式)を提出しなければならない。

3 条例第9条第1項第3号に規定する「規則に定める事項」とは、次の各号に定める事項とする。
この場合においては、区長が必要と認める書類を添えて届出なければならない。

(1) 受給者の氏名の変更

(2) その他区長が特に必要があると認めた事項

4 条例第9条第2項の規定による届出については、所得状況届(別記第8号様式)に区市町村長の発行した所得証明書を添えて提出しなければならない。ただし、第8条第1項第6号に規定する所得状況調査に関する同意書を提出したときは、この限りでない。

(受給資格消滅の通知)

第12条 区長は、手当の支給を受けている者の受給資格が消滅したときは、受給資格消滅通知書(別記第9号様式)により、その者(その者が死亡した場合にあっては、その者の保護者。ただし、その者の保護者がいない場合はこの限りでない。)に通知する。

(支払の停止)

第13条 区長は、受給資格者が、条例第9条に規定する届出を怠ったことにより、当該受給資格者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

(現況届)

第14条 受給者及びその保護者は、毎年8月1日から9月31日までの間に、受給者現況届書(別記第10号様式)に第8条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、区長がその届の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(手当の返還請求)

第15条 区長は、条例第11条の規定により手当を返還させようとするときは、手当返還請求書(別記第11号様式)により手当を返還すべき者に請求する。

(添付書類の省略)

第16条 区長は、公簿等により確認できる事項については、当該情報の本人(又はその保護者)が

同意した場合に限り、提出すべき書類を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月28日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則（昭和55年9月16日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年9月25日規則第39号）

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（平成5年4月22日規則第24号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都千代田区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成12年7月31日規則第82号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の千代田区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成12年8月分の手当から適用し、平成12年7月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月30日規則第44号）

- 1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の千代田区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成13年8月分の手当から適用し、平成13年7月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成13年11月1日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年8月1日規則第64号）

- 1 この規則中、第1条の規定は公布の日から施行し、この規定による改正後の千代田区心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この規則中、第2条及び次項の規定は平成14年8月1日から、第3条及び附則第4項の規定は

平成14年10月1日から施行する。

3 第2条の規定による改正後の規則の規定は、平成14年8月分の手当から適用し、平成14年7月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の規則の規定は、平成14年10月分の手当から適用し、平成14年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月7日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月15日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成24年7月23日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の千代田区心身障害者福祉手当条例施行規則及び第2条の規定による改正後の千代田区難病患者福祉手当条例施行規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月28日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年8月1日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。

（千代田区難病患者福祉条例施行規則の廃止）

2 千代田区難病患者福祉手当条例施行規則（昭和50年千代田区規則第58号）は、廃止する。

（経過措置）

3 第8条第1項第4号の医療券の写し等の提出義務については、条例第2条第1項第5号に規定する疾病を有する者のうち、この規則施行の際現に千代田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（平成26年千代田区条例第4号）による廃止前の千代田区難病患者福祉手当条例によ

り受給資格を認定されている者については、平成27年8月分の手当から適用する。

附 則（平成27年3月31日規則第23号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則（平成27年4月13日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次の各号の規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

- （1） 千代田区組織規則
- （2） 千代田区書庫管理規則
- （3） 千代田区庁有自動車の管理等に関する規則
- （4） 千代田区情報システム運営規則
- （5） 千代田区予算事務規則
- （6） 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
- （7） 千代田区会計事務規則
- （8） 千代田区契約事務規則
- （9） 千代田区特別区税条例施行規則
- （10） 千代田区男女共同参画センター条例施行規則
- （11） 千代田区災害対策本部条例施行規則
- （12） 千代田区保育施設等運営基準条例施行規則
- （13） 千代田区学童クラブ条例施行規則
- （14） 千代田区嘱託医設置規則
- （15） 千代田区障害者福祉手当条例施行規則
- （16） 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則
- （17） 安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例施行規則
- （18） 千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則
- （19） 千代田区開発登録簿閲覧所閲覧規則
- （20） 千代田区景観まちづくり条例施行規則
- （21） 千代田区立住宅連絡員規則
- （22） 千代田区営住宅連絡員規則
- （23） 千代田区道路・公園等監理員規則

附 則（平成27年12月28日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の千代田区特別区税条例施行規則、千代田区児童手当等事務処理規則、千代田区中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、千代田区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、千代田区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、千代田区障害者福祉手当条例施行規則、千代田区児童福祉法施行細則、千代田区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則、千代田区母子保健法施行細則、千代田区国民健康保険条例施行規則、千代田区結核・精神医療給付金の支給に関する規則及び千代田区介護保険規則各様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式

千代田区障害者福祉手当認定申請書

年 月 日

千代田区長 殿

障害者福祉手当の受給資格の認定を関係書類を添えて申請します。

申請者 (障害者)		フリガナ氏名	生年月日	年月日 (歳)	個人番号
住所	千代田区	電話 ()			
	身体障害者手帳番号・交付日	都道府県・市	第 年 月 日	等級	種別
	愛の手帳番号・交付日	交付年月日	第 年 月 日	程度	肢・視・聴・言 内 ()・知 脳性まひ 戦傷病者 進行性筋萎縮症
障害の状況	特殊疾病	疾病名	有効期限	年 月 日	医療券受給者番号 ()
保護者	フリガナ氏名	障害者との関係	扶養義務者等	フリガナ氏名	障害者との関係
	住所			個人番号	

※保護者欄は障害者を監護する配偶者または親権者等がいる場合にご記入ください。扶養義務者等欄は障害者が20歳未満の場合にご記入ください。

児童育成手当 (障害手当)	他区市町村での同種手当受給の有無	施設入所の有無	申請理由
1. 受けている 年 月分から	1. 受けていた 区・市・町・村 年 月から 年 月まで	1. 入所している 施設名 施設住所	1 手帳交付 2 手帳更新 3 転入 4 その他 ()
2. 受けていない	2. 受けていない	2. 入所していない	認定年月
			認定番号
			個人番号

第2号様式

千代田区障害者福祉手当所得状況調査同意書

年 月 日

千代田区長 殿

同意者	住 所	千代田区
	氏 名	Ⓜ
	生 年 月 日	年 月 日生
	区 分	障害者本人 ・ 扶養義務者等
※ 受 給 者 名		
※ 受 給 者 番 号		

※印欄については記入不要

障害者福祉手当の事務処理に必要な場合、受給者が手当を受けている期間は、部
課長が私の下記税情報を調査し収集することについて、同意します。

記

- 1 市町村民税に係る地方税法に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額の合計
- 2 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模共済等掛金控除額又は、配偶者特別控除額
- 3 障害者・特別障害者控除額、寡婦・寡夫・特別寡婦控除額、勤労学生控除額

第3号様式

千代田区障害者福祉手当受給資格者台帳

認定番号	受給者氏名		住所	障害名・等級	申請日	金融機関名	支店名	備考欄
	年 月 日生	個人番号						
			電話		・ ・			
					支給開始月	口 座	普通・当座 No.	
					年 月			
	保護者名		続柄 ()	受給権消滅年月日	・	・	消滅理由	

第4号様式

千代田区障害者福祉手当認定通知書

第 号

年 月 日

様

千代田区長 印

年 月 日付で申請のありました障害者福祉手当の支給を、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
支給月額	円		
支給開始の月	年 月から		
支給区分	期 別	期 間	支給月
	第 1 期	2月から 4月まで	5月
	第 2 期	5月から 7月まで	8月
	第 3 期	8月から 10月まで	11月
	第 4 期	11月から 1月まで	2月

第5号様式

千代田区障害者福祉手当認定申請却下通知書

第 号

年 月 日

様

千代田区長

印

年 月 日付で申請のありました障害者福祉手当につきましては下記の理由で却下しましたので通知します。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千代田区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

却下した理由	
--------	--

第6号様式

千代田区障害者福祉手当受給資格消滅届

消 滅 理 由	1 障害者が死亡したため 2 障害者が区内に居住しなくなったため 3 障害の程度が軽くなったため 4 施設に入所したため 5 所得基準額を超えたため 6 その他
消 滅 年 月 日	年 月 日
(注) 消滅理由欄は、該当する番号を○でかこんでください。	

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

受給者

氏 名

住 所

保護者

氏 名

千代田区長

殿

第7号様式

千代田区障害者福祉手当変更届出書

認定番号	第	号	受給者			
住 所	新 住 所	千代田区	町	丁目	番号	方
					電話 ()	
氏 名	旧 住 所	千代田区	町	丁目	番号	方
	新 氏 名					
	旧 氏 名					

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

氏名

受給者との関係 ()

千代田区長 殿

第8号様式

(表)

所 得 状 況 届

所 得 の 状 況				
①	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数。()内は合計数のうち老人扶養親族数又は特定扶養親族の数	人 (老人扶養親族 人) (特定扶養親族 人)		
②	前 年 の 所 得		円	
③ 控 除	雑 損 控 除		円	
	医 療 費 控 除		円	
	社 会 保 険 料 控 除		円	
	小規模企業共済等掛金控除		円	
	配 偶 者 特 別 控 除		円	
	障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	障 人 ※ 特障 人		円
	寡 婦 ・ 寡 夫 控 除	寡 ・ 特寡 ※		円
	勤 労 学 生 控 除	該 ・ 非 ※		円
※ 控 除 後 の 所 得 額				
※ 審 査				

注) ※印の欄には記入しないでください。

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名
電 話

㊞

千 代 田 区 長 殿

(裏)

注 意

①の欄

所得税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を書いてください。

なお、所得税法に定める老人扶養親族又は特定扶養親族があるときは、その人数を（ ）内に再掲してください。

②の欄

前年の所得（1月から7月までの月分の手当については前々年の所得）のうち、地方税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を書いてください。

③の欄

- 1 「雑損控除」、「医療費控除」、「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」及び「特別配偶者控除」の欄には、②の欄の所得について地方税法に定める控除を受けたときに、それぞれの控除額を書いてください。
- 2 「障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」の欄には、①の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める障害者または特別障害者である人の数をそれぞれ書いてください。
- 3 「寡婦・寡夫控除」の欄には、地方税法に定める寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者は「寡」に○を、特別の寡婦については「特寡」に○をしてください。
- 4 「勤労学生控除」の欄には、地方税法に定める勤労学生である所得割の納税義務者は「該」に○を、そうでない人は「非」に○をしてください。

第9号様式

千代田区障害者福祉手当受給資格消滅通知書

第 号
年 月 日

様

千代田区長 印

あなたは、下記の理由で障害者福祉手当の受給資格が消滅しましたので、通知します。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千代田区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

認 定 番 号	第 号
資 格 消 滅 年 月 日	年 月 日
消 滅 理 由	

第 10 号様式

障害者福祉手当受給者現況届

年 月 日

千代田区長 殿

障害者福祉手当の受給資格の現況届を提出します。

フリガナ氏名		生年月日	年 月 日	日生(歳)	個人番号
住 所		千代田区 ()			
障 害 の 状 況	身体障害者手帳番号・交付日	都道府県・市 第 年 月 日	号 日	種 別	肢・視・聴・言 内()・知 脳性まひ 戦傷病者 進行性筋萎縮症
	愛の手帳番号・交付日	第 年 月 日	号 日	種 別	
	特 殊 疾 病	疾病名	有効期限	種 別	
保 護 者		障 害 者 と の 関 係		施 設 入 所 の 有 無	
フリガナ氏名		障 害 者 と の 関 係		1. 入所している 施 設 名	
住 所		障 害 者 と の 関 係		施 設 住 所	
フリガナ氏名		障 害 者 と の 関 係		2. 入所していない	
個人番号		障 害 者 と の 関 係			
住 所		障 害 者 と の 関 係			
申請者 (障害者)		医療券受給者番号 ()			

※保護者欄は障害者を監護する配偶者または親権者等がいる場合にご記入ください。扶養義務者等欄は障害者が20歳未満の場合にご記入ください。

第 11 号様式

千代田区障害者福祉手当返還請求書

第 号

年 月 日

様

千代田区長 印

あなたがすでに受給した障害者福祉手当について、下記により返還してください。

記

認 定 番 号	第 号
請 求 金 額	円
請 求 金 額 の 内 訳	年 月分から 年 月分まで
返 還 理 由	